

ヤングケアラーに関するアンケート調査結果について

令和4年6月

**岡山市保健福祉局保健福祉部
保健福祉企画総務課**

1 アンケート調査の概要

(1) 調査目的

ケアを必要とする人に関わる岡山市内の医療、介護、福祉等の専門職を対象に、ヤングケアラーの実態、対応の状況等を把握することを目的に調査を実施した。

(2) 調査対象

介護、ケアが必要な人がいる世帯を訪問、あるいは支援計画を作成するなど、世帯の状況を把握する以下の職種を対象とした。

- ・主任児童委員
- ・福祉事務所職員
- ・保健師
- ・相談支援専門員
- ・介護支援専門員
- ・医療従事者（MSW、PSW）
- ・教職員
- ・その他（生活困窮世帯等に対する相談・支援事業者等）

(3) 調査方法

岡山市内の各事業所、団体等に調査依頼し、市のインターネット上のアンケートサイトで無記名、任意で回答をお願いした。

(4) 調査期間

令和4年1月5日から31日まで

2 調査概要

◆回答された方の職種とその人数

	(人)
主任児童委員	83
福祉事務所職員	101
保健師	43
相談支援専門員	25
介護支援専門員	73
医療従事者 (MSW、PSW)	39
教職員	1,516
その他 (生活困窮世帯等への相談・支援事業者)	26
計	1,906

◆「ヤングケアラー」という概念の認識

ヤングケアラーという概念の認識を聞いたところ、「言葉は知っているが、特別な対応をしていない」と回答した人が最も多く、全体の50.9%となっており、次に、「言葉を知っており、意識して対応している」が全体の20.5%となっている。

	調査数 (n)	言葉 を 知 ら な い	言葉 を 聞 いた こと は 知 ら な い	言葉 は 知 っ て い る が 、 特 別 な 対 応 を し て い な い	言葉 を 知 っ て お り 、 意 識 し て 対 応 し て い る
主任児童委員	83	3.6	7.2	72.3	16.9
福祉事務所職員	101	11.9	16.8	48.5	22.8
保健師	43	0.0	16.3	44.2	39.5
相談支援専門員	25	8.0	4.0	60.0	28.0
介護支援専門員	73	1.4	12.3	65.8	20.5
医療従事者 (MSW、PSW)	39	2.6	20.5	43.6	33.3
教職員	1,516	13.4	17.7	49.4	19.5
その他	26	11.5	11.5	53.9	23.1
計	1,906	11.8	16.7	51.0	20.5

◆現在かかっている世帯にヤングケアラーと思われる子どもがいるかどうか。

「ヤングケアラー」の定義を示したうえで、該当すると思われる子どもの有無について聞いたところ、「いる」と回答した人が全体の19.5%あった。

(%)

	調査数 (n)	いる	いない	わからない
主任児童委員	83	16.9	32.5	50.6
福祉事務所職員	101	31.7	46.5	21.8
保健師	43	46.5	48.8	4.7
相談支援専門員	25	20.0	80.0	0.0
介護支援専門員	73	8.2	87.7	4.1
医療従事者 (MSW、PSW)	39	20.5	71.8	7.7
教職員	1,516	18.7	47.1	34.2
その他	26	15.4	38.5	46.2
計	1,906	19.5	48.9	31.6

●(参考集計) ヤングケアラーの概念の認識による違い

「ヤングケアラーの概念の認識」の回答別に集計すると、ヤングケアラーの「言葉を知っており、意識して対応している」と回答した人ほど、該当する子どもが「いる」と回答する割合が多い。

(%)

	調査数 (n)	いる	いない	わからない
言葉を知っており意識して対応している	391	41.7	43.7	14.6
言葉は知っているが、特別な対応をしていない	971	15.1	48.5	36.4
言葉を聞いたことがあるが、具体的には知らない	319	9.4	54.5	36.1
言葉を知らない	225	14.2	51.1	34.7
計	1,906	19.5	48.9	31.6

◆ヤングケアラーと思われる子どもがいるかどうか「わからない」と回答した理由について（複数回答）

(人)

	「ヤングケアラー」の概念が、支援対象として認識されていない	緊急度が低い、把握が難しい	家庭内での問題が表面化しにくい	ヤングケアラーである子ども自身や家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない	その他
主任児童委員	1	1	37	1	2
福祉事務所職員	3	1	14	2	2
保健師	1	0	1	0	0
介護支援専門員	0	0	2	1	0
医療従事者 (MSW、PSW)	1	0	2	0	0
教職員	35	10	413	35	22
その他	0	0	6	1	5
計	41	12	475	40	31

◆そのほか、ヤングケアラーの把握が難しい理由として、以下のような回答があった。

- ・コロナ禍で活動しにくい
- ・当事者との関係性が乏しく、状況が把握しにくい
- ・家庭の複合的な課題によるものであり、ヤングケアラーという概念だけにあてはまるかどうかわからない。

◆ 「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態の把握について

「ヤングケアラー」の概念について「言葉を知っており、意識して対応している」と回答した人に、子どもの実態把握の状況について聞いたところ、「把握している」34.4%、「「ヤングケアラー」と思われる子どもはいるが、その実態は把握していない」が29.3%、「該当する子どもはいない（これまでもいなかった）」と回答した人が36.4%となっている。

	調査数 (n)	把握している	「ヤングケアラー」と思われる子どもはいるが、その実態は把握していない	(%) 該当する子どもはいない (これまでもいなかった)
主任児童委員	14	35.7	28.6	35.7
福祉事務所職員	23	39.1	43.5	17.4
保健師	17	58.8	35.3	5.9
相談支援専門員	7	0.0	14.3	85.7
介護支援専門員	16	18.8	12.5	68.8
医療従事者 (MSW、PSW)	13	38.5	23.1	38.5
教職員	295	34.0	29.6	36.4
その他	6	33.3	16.7	50.0
計	391	34.4	29.3	36.4

◆「ヤングケアラー」と思われる子どもの把握方法について（複数回答）

「ヤングケアラー」を「把握している」と回答した人に、把握方法について聞いたところ、「特定のツールはないが、できるだけ「ヤングケアラー」の視点を持って検討・対応している」が最も多くなっている。

(%)

	調査数 (n)	タッチ ア ー エ セ ル ツ ス を ク メ 用 リ ン イ ス ト で ト シ イ ナ ト の ヤ	い 持 グ が 特 定 の ツ ー ル は な い が 、 で き る だ け 「 ヤ ン グ ケ ア ラ ー 」 の 視 点 を 持 っ て 検 討 ・ 対 応 し て い る	そ の 他
主任児童委員	5	0.0	80.0	20.0
福祉事務所職員	9	0.0	88.9	11.1
保健師	10	0.0	100.0	0.0
相談支援専門員	0	0.0	0.0	0.0
介護支援専門員	4	25.0	75.0	0.0
医療従事者 (MSW、PSW)	5	0.0	100.0	0.0
教職員	103	1.0	90.3	8.7
その他	2	0.0	50.0	50.0
計	138	1.4	89.9	8.7

◆その他の回答として、以下のような回答があった。

- ・学校や地域の方からの情報
- ・こども総合相談所からの連絡
- ・要保護児童対策協議会の個別支援検討会議で

◆ヤングケアラーと思われる子どもの状況（複数回答）

ヤングケアラーと思われる子どもの状況について聞いたところ、「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」が最も多く、次に「高齢や、障害や病気のある家族に代わり、家事（買い物、料理、洗濯、掃除など）をしている」、「障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている」が続いている。

	高齢や、障害や病気のある家族に代わり、家事（買い物、料理、洗濯、掃除など）をしている	家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている	家族の代わりに、障害や病気のあるきょうだいの世話をしている	目を離せない家族の見守りや声掛けをしている	家族の通訳をしている	家計を支えるために、アルバイト等をしている	アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している	病気の家族の看病をしている	障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている	障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている	その他
主任児童委員	10	9	0	1	0	0	2	1	1	0	2
福祉事務所職員	17	20	3	4	3	5	4	4	11	2	1
保健師	9	17	5	4	2	3	4	3	5	5	0
相談支援専門員	2	1	0	1	1	0	1	1	1	2	0
介護支援専門員	5	1	0	1	1	0	1	0	0	2	0
医療従事者 (MSW、PSW)	6	3	1	5	2	3	2	4	3	2	0
教職員	59	229	28	28	19	3	20	15	29	4	13
その他	2	3	1	0	1	0	1	1	2	0	0
計	110	283	38	44	29	14	35	29	52	17	16

◆ケアを必要としている人の状態（複数回答）

ケアを必要としている人の状態を聞いたところ、「若い」と回答した人が多く、次に「精神疾患（疑い含む）」、「身体障害」、「知的障害」と続いている。

(人)

	高齢 (65歳以上)	若い	要介護	認知症	身体障害	知的障害	精神疾患(疑い含む)	精神疾患、 依存症以外	その他	わからない
主任児童委員	2	7	0	0	3	2	4	1	5	2
福祉事務所職員	3	12	2	2	5	2	22	4	3	1
保健師	3	12	3	4	5	3	11	4	2	0
相談支援専門員	0	1	0	0	3	1	1	0	0	0
介護支援専門員	3	1	4	1	4	0	0	0	0	0
医療従事者 (MSW、PSW)	3	2	5	4	3	3	5	1	0	0
教職員	18	189	6	10	23	25	49	18	31	19
その他	0	2	0	0	2	0	3	0	0	0
計	32	226	20	21	48	36	95	28	41	22

◆具体的に市役所や関係機関の支援につないだかどうか。

ヤングケアラーと思われる子どもについて、市役所など関係機関の支援につないだケースがあるかどうか聞いたところ、「外部の支援にはつないだことはない（業務内で対応している）」が63.4%と最も多く、市役所や関係機関の支援につないだケースはあわせて36.6%となっている。

	調査数 (n)	市役所に 連絡した ケース	市役所 に 連絡 した こと 以外 は	外部の 支援 には つな いで ない （業 務 内 で 対 応 し て い る ）
主任児童委員	14	7.1	28.6	64.3
福祉事務所職員	32	18.7	25.0	56.3
保健師	20	0.0	40.0	60.0
相談支援専門員	5	0.0	20.0	80.0
介護支援専門員	7	14.3	14.3	71.4
医療従事者 (MSW、PSW)	9	0.0	55.6	44.4
教職員	283	7.8	27.6	64.6
その他	4	50.0	0.0	50.0
計	374	8.5	28.1	63.4

◆連絡した部署名（自由記載）

対応しているケースは、ほとんどが地域子ども相談センターや、子ども総合相談所といった、市役所の子ども関係窓口で連絡している。

- ・地域子ども相談センター（福祉事務所）、子ども総合相談所 139人
- ・教育委員会指導課、学校 12人
- ・介護サービス事業者 5人

そのほか、保健センター、民生委員などといった回答があった。

◆外部の支援につながなかった理由（自由記載）

- ・外部の支援が必要な状態ではない 43人
- ・サービス導入拒否、サービスは不要との意思表示あり 3人
- ・つなぎ先がわからない、つなぎ基準がわからない 9人
- ・家庭内に踏み込めない、実態やニーズが不明 31人
- ・ヤングケアラーの定義がわからない 7人
- ・すでに関係機関とつながっている、対応中である 64人
- ・その他 11人

◆直近のケースについて（自由記載）

○ヤングケアラーと思われる子どもの年齢

(人)

5歳から12歳	65	
13歳から15歳	65	
16歳から18歳	15	
その他	8	10代:3名、20代:2名、不明:3名

○家族構成（子、父、母、祖父、祖母など）（自由記載）

(人)

	兄親祖父 弟父母	親子	親兄弟	その他
計	7	19	100	12

○ケアを必要としている人と子どもとの続柄（自由記載）

(人)

	祖父 母	親子	兄弟	その他
計	13	67	74	5

○ケアを必要としている人の状況（自由記載）

主な記載内容は以下のとおり。

- ・親が病気、精神疾患、アルコール依存症
- ・きょうだいが多い
- ・きょうだいに障害がある
- ・親が外国籍で、日本語が話せない

○ケアの内容（自由記載）

主な記載内容は以下のとおり。

- ・家事（食事、掃除、洗濯）
- ・家族の身体介護（食事介助、排せつ補助など）
- ・買い物に行く
- ・きょうだいの世話、学校園への送り迎え

○ヤングケアラーと気づいた理由・きっかけ（自由記載、複数回答）

- ・外部機関からの連絡 32人
- ・本人の話から 65人
- ・本人の状況（不登校、身なり等）から 25人
- ・家族等の話から 22人
- ・家族の状況から 2人
- ・家庭訪問で 17人

○対応状況（自由記載）

- ・ 関係機関と連携し対応中
- ・ 家庭状況の聞き取りができない
- ・ 訪問、見守りを継続
- ・ 虐待ケースとして対応中

◆ヤングケアラーの把握や支援にあたって工夫していること、気をつけていること（自由記載）

ヤングケアラーの把握や支援にあたって工夫していること、気を付けていることについて、以下のような回答があった。

（教職員）

- ・ 子どもが話しやすいような雰囲気、関係づくり
- ・ 子どもの様子の変化を見逃さないようにすること
- ・ 周りの子どもたちへ情報が漏れないようにすること
- ・ 場合によってはケース会を開き、対応を検討する
- ・ 定期的な家庭訪問 など

（教職員以外）

- ・ 関係機関との情報共有、関係機関との役割分担
- ・ 世帯の大人だけでなく、子どもも含め家族全体の状況を把握する
- ・ 家族の気持ちに寄り添い、信頼関係を築くこと
- ・ 子ども本人からも話を聞くこと など

◆ヤングケアラーを支援するために必要だと思うこと（複数回答）

	子ども自身がヤングケアラーについて知ること	周りの大人がヤングケアラーについて知ること	ヤングケアラーの存在を把握すること	子どもが大人に相談しやすい関係をつくること	ヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口があること	ヤングケアラーを把握した大人が相談できる窓口があること	ヤングケアラーを支援するNPOなどの団体が増えること	特にない
主任児童委員	55	71	66	73	70	62	36	0
福祉事務所職員	55	77	61	56	70	53	44	2
保健師	26	36	33	31	35	32	18	0
相談支援専門員	19	22	20	19	23	17	14	1
介護支援専門員	43	64	59	61	63	54	44	0
医療従事者 (MSW、PSW)	23	36	32	34	35	31	23	0
教職員	1,005	1,311	1,113	1,213	1,168	974	739	1
その他	18	18	13	19	22	15	17	0
計	1,244	1,635	1,397	1,506	1,486	1,238	935	4

◆ヤングケアラーの把握や支援にあたって難しいと感じること（自由記載）

自由記載の内容について一部を紹介する。原文のままではないが、基本的に回答者の表現を用いている。

子ども自身も、まわりの大人も家の手伝いをする事は家族として当たり前のことと考え、SOSを出しにくい。
不登校など学校で問題がある子どもは目に付くが普通に通学していて身なりも普通の子どもは、問題を抱えていてもわからない
家庭内のことで、他人に知られたくないと思っている人が多いのではないと思う。
ニーズを的確に捉える事ができない。そもそも、家族への貢献が本人の何を阻害しているのか、「その時」には分かりにくい。後から振り返って、「家族の介護をしていたから…」と合点できる事であり、当事者が意識することすらできないのが現状だと思う。
家族の中で、当たり前のようにされており、外部からでは、様子が見えてこない。言葉がまだ認知度が低く、支援が必要なものと見なされていないところ。
学校が把握している家庭の実情を聞いても、個人情報に関係もあり、積極的に対象家庭を支援することは難しい。行政が開催するケース会議に主任児童委員も参加させていただけたら、地域での支援ができるのではないかと考えている。
ヤングケアラーの問題は、家族にとっては知られたくないデリケートな問題で、個人情報にかなり踏み込む問題でもあるので、把握するにも慎重に行う必要があると考える。
子どもが親をかばって真実を話していないのではと感じることがある。
利用できる福祉サービスがあり、子の負担が軽減できるにも関わらず相手が拒否する。生活状況を確認しようとしても相手が隠そうとすることがある。（親は実情を知られたくない、子は親に怯えて正直に話ができない、等）
家族全員が現在の状況に問題意識を持っていないこと。深く踏み込むことに拒否されること。
子ども本人が当たり前と思ってやっている場合が多く、事態の把握が遅れることが多いと思われる。
行政の介入、福祉サービスの導入を嫌い、閉鎖的な対応をされること。
定義を法律等で示されていないこと。
障害等の特性から家族の敷居が高く、行政が家庭の中に入っていくにくい。利用できる行政サービスの情報が対象家庭に届いていない。
子どもの負担を軽減する具体的な施策やサービス等がなかなかない。とくに、障害や疾病がそこまで重度でないが、親の家事能力が低い場合がそうである。
家庭の中まで入ることができないので、子どもが状況を話さないと真の様子がわからないこと。親から家事等を子どもにさせているとは言わない。
家族全体の支援を行う必要があるが、経済的な問題や家族の健康問題、国籍の問題など、複合課題が多くあり、すぐに改善することが困難。また、対象家族と関係が途絶えない支援を行う必要があり、行動化をどう促すか等難しいと感じる。
支援が必要と思われる対象者が支援を受け入れないことが多く、当事者がケアラーからなかなか脱却できないことがある。また、当事者も家族の支援者としてみなされる（期待される）場合も多く、改善としての支援は、優先順位が下がってしまっている。ケアラーからの脱却までには長期的な支援が必要なため、困難と感じている。

<p>ヤングケアラーは、複合的課題を抱える家族における一つの課題であり、根本となる問題の解決や代替案がない場合は、後手に回る可能性がある。現状を打破するために、母へサービスを導入することを提案するも、必要がないと母の意見で却下。母自身が現在の問題について問題視していない現状がある。</p>
<p>支援の必要性を共有しづらい。子どもの視点に立つ、家族援助の難しさ。継続支援の難しさ。ヤングケアラーといっても、家族が抱える多様な課題に対し、主たるコーディネーターの不在。さまざまな福祉制度がヤングケアラーにとって、十分有用なものではない。</p>
<p>子が SOS を出しにくい、どこに出したらいいのかわからないのではないかと思います。気軽に相談ができるような工夫が必要である。</p>
<p>母自身が、問題意識をもっていないこと。支援を求めているため、家庭に入ることが難しい。支援していくまでの関係づくりに時間がかかる。</p>
<p>その子のケアで家庭が成り立っている状況もある。本人は優しく、面倒見がよく、必ずしも負担を感じているばかりではない。コロナ禍で、体調不良時の養育を頼めるフォーマルなサービスは限られてしまう。</p>
<p>家族にとっても、周りの支援者にとっても手伝いとはいえ、その子どもの手がないと生活できないことが日常である。介護者である親にもトイレや入浴等自分のケアが必要であるが、そこに対してのサービスを入れることが難しい。また、共働きの家も増えてきている。福祉サービスを受ける時のハードルが高い。</p>
<p>本人が支援をしていることを他の人に言えない。困り感や大変さを訴えることが難しいので外からは見えにくいのだと思います。</p>
<p>本人が思春期であり、片付いていない家にケアマネジャーが来ることにし羞恥心がある。直接会って話ができないので、本人の気持ちの確認ができない。</p>
<p>ヤングケアラーを理由にしたサービスがない。福祉関係で支援を入れるための条件がその家庭内にはない、または、家庭全体の把握が難しいことがある。</p>